

ご注意ください!

火災共済(保険)の請求を勧誘する業者との

トラブル急増中です!!!

台風・大雪などの自然災害の後にトラブルが多くなります。

お宅の屋根と外壁に破損があります。火災共済を利用すれば自己負担なしで修理できますよ。

共済金の申請手続きは面倒なので私が代行しましょうか?

こちらの委託契約書にサインをするだけで済みますから。

うーん、早めにお願いしたほうがいいのかな?



「火災共済(保険)が使える」と言わされたら

ちょっと待って! STOP!!

高額な手数料や解約金を請求されるかもしれません。

知らない間に詐欺に加担しているかもしれません。

まずは当組合または代理所に相談を!

詳細は裏面をチェック!

ここ最近、「火災共済(保険)を利用して自己負担なしで建物の修理ができる」や「共済金(保険金)が出るよう申請のサポートをする」など、「火災共済(保険)が使える」という文句で不当な勧誘をする業者が急増しています。「火災共済(保険)を使って無料で修理できる」などと修理業者等から勧誘を受けた時に…

トラブルに遭わないために!

『すぐに契約しないで』、まずはポイントをチェック✓

ポイント
1

事故の請求については必ずご自身でまず相談!

当組合または代理所へご連絡ください!

- 共済金の請求はご自身で簡単に行うことができます。
- 損害を受けた建物等がご自身の共済契約の対象であるか、また、損害の発生原因が共済証書記載の事故であるか、ご自身で確認しましょう。虚偽の理由で共済請求をすると詐欺に該当することがあり、後々トラブルに発展する恐れがあります。

相談事例と
アドバイス

Q

共済金申請代行をするうたう業者が訪問し、「台風や大雨で建物に被害が見られるので共済金を請求できる」と勧説されているのですが、信用して問題ないでしょうか?

A

まずはご自身の加入している共済組合(保険会社)へお問い合わせください。共済金の請求は業者に頼らなくてもご自身で行うことができます。

ポイント
2

修理等の依頼時は契約内容をしっかり確認!

- 業者が提示した業務委託契約書をよく読まずに契約してしまうと、修理をキャンセルした時の違約金や共済申請サポート費用等の名目で、高額な請求を受ける可能性があります。こちら側に不利な内容が含まれていないか契約書を事前に確認しましょう。

相談事例と
アドバイス

Q

火災共済で雨どいの修理ができると来訪した業者に言われたので共済金請求を依頼した。共済金がおりた後、「修理をしない」と伝えたら共済金の30%相当の違約金を請求された。請求に応じないとならないのでしょうか?

A

クーリング・オフの利用や国民生活センターへの相談検討などの手段があります。一人で抱え込まず、不安に思った場合やトラブルになった場合は早めに消費生活センター等(消費者ホットライン TEL:188)に相談しましょう。

契約トラブルに
関するご相談先

全国共通の電話番号
「消費者ホットライン」
い や や
188
身近な消費生活相談窓口につながります!

ご不安・ご心配なことがあれば組合または代理所へご連絡を!

秋田県火災共済協同組合

TEL 018-864-3320 FAX 018-864-3335